

回 覧

令和7年4月吉日
交通安全協会鷺山支部

自動車運転免許証をお持ちの鷺山地区の皆様へ

令和7年度優良運転者表彰申請書類の配布に関して

申請及び提出書類作成は（詳細は裏面）、正木自治公民館にて取り扱います。

住所＝岐阜市正木 1981 番地 44

電話＝090－3455－3723（祖父江）

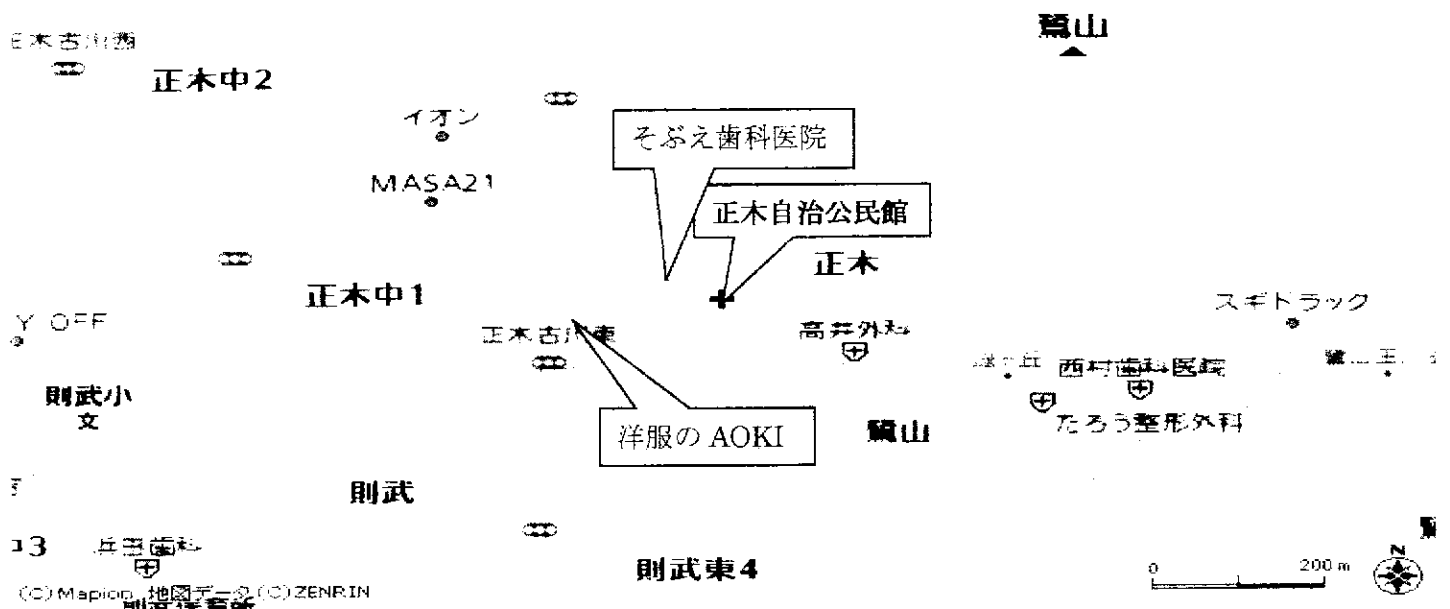
なお、申請書類を取りに来られたその時点にて、書いていただきます。

よって、『免許証及び、印鑑』を忘れずにご持参ください。

取扱い日＝4月は24, 27, 28, 29, 30日の5日間

5月は1, 2, 6, 7, 8, 9, 10日の7日間

上記の日にちにおいて18時より20時までの時間とさせていただきます。
どうしても、その日時に無理な方は、上記電話番号に前もってご連絡ください。



お車にて来られる方は、公民館駐車場、又は、そぶえ歯科医院駐車場へ

<<裏面を必ず見てください>>

各 位

岐阜北地区交通安全協会

令和7年度優良運転者表彰の申請について

日頃は交通安全に、ひとかたならぬご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、優良な運転者等の育成による交通事故防止を目的として、例年実施しております。本年も下記のとおり行わせていただきますので、選考基準等に該当される方の申請をよろしくお願ひします。

記

1 申請要領

裏面印刷の「表彰申請書」及び別紙「無事故・無違反証明書交付申請書」に記入のうえ、
岐阜北地区交通安全協会支部員又は事務局へ提出して下さい。
なお「無事故・無違反証明書交付申請書」には必ず捺印をして下さい。

2 申請種別及び選考基準（年数の計算は6月1日現在・表彰歴は年起算）

| 種 別 | 運転経験 | 無事故 | 無違反 | 表 彰 歴 | 授 与 者 | 受賞 |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|----------------------|---|
| 地区模範章 | 5年以上 (R2.6.1以前) | 5年以上 (R2.6.1以前) | | ————— | 署長・地区協会長 | 該 当 者 全 員 |
| 県 | 模範章 | 5年以上 (R2.6.1以前) | | 地区模範章受賞 | 岐阜県警察本部長 県交通安全協会長 | |
| | 優良章 | 5年以上 (R2.6.1以前) | | 模範章受賞後 2年以上経過 | 同 上 | |
| | 優秀賞 | 10年以上 (H27.6.1以前) | | 優良章受賞後 2年以上経過 | 同 上 | |
| 特別優秀章 | 20年以上 (H17.6.1以前) | 15年以上 (H22.6.1以前) | | 優秀章受賞後 2年以上経過 | 県対協会長 (県知事) | 受 賞 人 数 に 制 限 あ り |
| 緑十字銅章 | ————— | 10年以上 (H27.6.1以前) | 10年以上 (H27.6.1以前) | 特別優秀章受賞 | 全日本交通安全協会長 | |
| 管区局表彰 | 15年以上（一般） 10年以上（職業） | 10年以上（一般） 5年以上（職業） | 10年以上（一般） 5年以上（職業） | 銅章受賞後 2年以上経過 | 中部管区警察局長 中部交安協議会長 | |

3 留意事項

- (1) 特別優秀章以上は、受賞人数が制限されていますので、申請しても全員が受賞できない場合があります。
- (2) 同一表彰との重複、飛び越え申請はできませんから、選考基準を十分に確認して下さい。
- (3) 受賞後に違反した場合は、次段階の表彰基準を満たすのを待って上位表彰を申請して下さい。
- (4) 原付及び小特のみの免許所有者は、「地区模範章」のみの受賞となります。
- (5) 運転経験年数は、原付及び小特の運転経験年数を除いた年数とします。
- (6) 他府県からの転入者は、過去の他府県の表彰歴があっても、地区模範章から申請して下さい。
- (7) 特別優秀章以上の表彰を申請される方は、表彰申請書と無事故・無違反証明書交付（上位表彰）用申請書のほか、別紙様式「上位表彰申請者経歴書」も作成して提出して下さい。